

厚生労働省 専門実践教育訓練給付制度について

給付金総支給額は最大で 56 万円です。（受講中に 40 万円 + 修了後に 16 万円の追加支給）
信州大学の入学料 + 授業料(1 年間) = 817,800 円

「信州大学大学院総合理工学研究科農学専攻 地域共生マネジメントプログラム」は専門実践教育訓練給付制度指定講座です。雇用保険被保険者である等支給要件を満たす方が所定の申請を行い、1 年間で本プログラムを修了すると、信州大学に支払った教育訓練経費の一部(最大で 56 万円)を受給することができます。

専門実践教育訓練給付金制度に関する詳細は、厚生労働省ホームページ、専門実践教育訓練給付金リーフレット等にて必ず確認してください。

厚労省 HP → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

専門実践教育訓練給付金リーフレット → <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf>

1. 支給要件の確認

雇用保険被保険者期間等、ご自身が支給要件を満たしているかの確認については、上記厚生労働省ホームページや専門実践教育訓練給付金リーフレットを確認した上で、必ずハローワークでご確認ください。

2. 手続きの場所

教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワークにて行います。

3. 受講前の手続きについて

この手続きは、受講開始日の 1 か月前(令和 5 年 2 月 28 日)までに行う必要があります。

リーフレット 5 頁目(受講前の提出書類)①～⑧の書類を揃え、ご自身の住所を管轄するハローワークにて、直接申請してください。この手続きに必要な書類で、大学から発行されるものではありません。

4. 入学後の支給申請について

受講開始日(入学)から 6 か月ごとの定められた期間内にハローワークで支給申請手続きを行ってください。(令和 5 年 10 月、令和 6 年 3 月)この申請により、半年ごとの自己負担分の 50%(年間上限 40 万円)が支給されます。提出書類のうち、「受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書※」及び「領収書」については、信州大学が発行し、ご本人にお渡します。※履修した単位(修了要件 30 単位)は全て修得する必要があります。

5. 修了後 1 ヶ月以内に行う手続き

修了日の翌日から 1 ヶ月以内に、「専門実践教育訓練修了証明書」等の必要書類を揃え、ハローワークに支給申請手続きを行ってください。この申請により、入学から修了までの自己負担額総額の 20%が追加で支給されます。(上限 16 万円)追加給付を受けることができるのは、学位を取得し、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に一般被保険者として雇用されている場合です。

6. 地域共生マネジメントプログラム講座に関するお問い合わせ

信州大学農学部 学務グループ 教務担当
〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村 8304
電話: 0265-77-1321
メール: ngakumu@shinshu-u.ac.jp

※注意事項※

- ・提出書類は、個別事情により異なる場合があります。
- ・受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・詳細は、厚生労働省、ハローワークの HP や窓口で必ずご確認ください。
- ・この制度を利用する方自らが手続きを行うものです。申請期限にご注意ください。
- ・明示書はプログラム HP に掲載しています。

下記は、ハローワークにて確認・手続きする際に必要な情報です。

信州大学大学院 総合理工学研究科 農学専攻 地域共生マネジメントプログラム
指 定 番 号 : 【2010023-1920011-5】
教育訓練施設の名称 : 【信州大学大学院 伊那キャンパス】
教育訓練講座名 : 【総合理工学研究科農学専攻 地域共生マネジメントプログラム】
受講開始年月日 : 【令和 5 年 4 月 1 日】
受講修了年月日 : 【令和 6 年 3 月 20 日】
実施方法 : 通学、訓練期間 : 12 か月